

(設置)

第 1 条 大田原市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、大田原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査及び審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 国又は県の職員
- (2) 関係団体の役員又は職員
- (3) 関係団体の推薦する者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

2 前条第 1 号及び第 2 号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選による。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(H23 条例 3. 一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 23 日条例第 3 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。